

確約書及び承諾書

栗国村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を評価するに当たり、私は、栗国村暴力団排除条例 5 条に基づき、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下、「暴力団等」という。）には該当しないことを確約し、説明を求められた際には誠実に応じることを承諾します。

令和 年 月 日

栗国村長 上原 一宏 殿

栗国村農業委員会会長 殿

住 所

氏名

⑩

※ 1. 警察署等に照合する場合があります。

2. この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

○栗国村暴力団排除条例

第5条

村は、公共工事その他の村の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないように、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を村が実施する公共工事等に参加させないものとする。村が発注する公共工事等の下請負についても同様とする。

- 2 村は、前項に規定する者が現に公共工事等に参加していることが明らかとなった場合は、これを排除する等の必要な措置を講ずるものとする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該号に定めるところによる。

- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。